

各位

株式会社 北洋銀行

北洋銀行 J-Coin 加盟店規約改定のお知らせ

いつも、北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

北洋銀行では、2020年9月1日(火)に、「北洋銀行 J-Coin 加盟店規約」を改定させていただくこととしましたのでご案内申し上げます。

記

北洋銀行 J-Coin 加盟店規約改定内容

改定前 (変更なし省略)	改定後
第1条 目的	第1条 目的 「J-Coin Pay」⇒「J-Coin」(ブランド表記の統一) (以下の各条にて上記同様に変更)
第2条 定義	第2条 定義
① 「本サービス」とは、当社が加盟店に対して提供する、加盟店における対象商品の代金決済をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。	① 「 <u>アカウント</u> 」とは、加盟店における対象商品 J-Coin Pay アカウントおよび J-Coin Lite アカウントの総称をいいます。
③ 「加盟店サイト等」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得たウェブサイト(対象商品の販売または提供を行うウェブサイトを含みますがこれらに限りません。)または店舗をいいます。	② 「 <u>加盟店サイト等</u> 」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得たウェブサイト(対象商品の販売もしくは提供、または <u>寄付金の募集・勧誘を行うウェブサイト</u> を含みますがこれらに限りません。)または <u>店舗等</u> をいいます。
④ 新設	④ <u>寄付金</u> とは、加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、ユーザーが加盟店に贈与する金銭をいいます。
⑤ 新設	⑤ 「 <u>コイン</u> 」とは、J-Coin Pay コインおよび J-Coin Lite コインの総称をいいます。
⑥ 新設	⑥ <u>贈与債権</u> とはユーザーが加盟店に対し寄付金の支払にかかる贈与の意思表示を行うことにより発生する、加盟店のユーザーに対する寄付金の支払請求権をいいます。
⑨ 「J-Coin Pay サービス」とは、イシューが提供するコインに関連する一切のサービスをいいます。	⑨ 「 <u>J-Coin サービス</u> 」とは、イシューが提供する <u>J-Coin Pay コイン</u> および <u>J-Coin Lite コイン</u> に関連する一切のサービスをいいます。
⑦ 「アカウント」とは、ユーザーが J-Coin Pay サービスを利用するため、イシューより所定の手続を経て付与されるユーザーアカウントをいいます。	⑩ 「 <u>J-Coin Pay アカウント</u> 」とは、ユーザーが <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号、以下「<u>犯収法</u>」)と</u> いいます。)に定める取引時確認の手続を含む所定の手続を経てイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Pay サービスを利用するために使用されるものをいいます。
⑧ 「コイン」とは、ユーザーのアカウントにおいて保有され、ユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済に利用す	⑪ 「 <u>J-Coin Pay コイン</u> 」とは、ユーザーの <u>J-Coin Pay アカウント</u> において保有され、 <u>J-Coin Pay ユーザー</u> が加盟店サイ

ることが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。

⑨ 「J-Coin Pay サービス」とは、イシューが提供するコインに関連する一切のサービスをいいます。

⑬ 新設

⑭ 新設

⑮ 新設

⑯ 新設

⑰ 新設

⑲ 新設

第3条 加盟店契約の締結

第4条 コインでの決済

1. ユーザーがコインを代金決済に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手続を行わせるものとします。

3. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。

ト等における対象商品の代金決済または寄付金の支払に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。

(以下の各条において「代金決済」⇒「代金決済または寄付金の支払」に変更)

⑫ 「J-Coin Pay サービス」とは、イシューが提供する J-Coin Pay コインに関連する一切のサービスをいいます。

⑬ 「J-Coin Pay ユーザー」とは、J-Coin Pay サービスのユーザーをいいます。

⑭ 「J-Coin Lite アカウント」とは、ユーザーが収収法に定める取引時確認の手続を含まない所定の手続を経てイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Lite サービスを利用するために使用されるものをいいます。

⑮ 「J-Coin Lite コイン」とは、J-Coin Lite アカウントにおいて保有され、J-Coin Lite ユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済に利用することが可能(寄付金の支払には利用できないものとします。)なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。

⑯ 「J-Coin Lite サービス」とは、イシューが提供する J-Coin Lite コインに関連する一切のサービスをいいます。

⑰ 「J-Coin Lite ユーザー」とは、J-Coin Lite サービスのユーザーをいいます。

⑲ 「本サービス」とは、当社が加盟店に対して直接または二次アクワイアラを通じて提供する、甲における対象商品の代金決済または寄付金の支払をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。

第3条 加盟店契約の締結および加盟店番号の通知

第4条 コインでの決済

1. ユーザーがコインを代金決済または寄付金の支払に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手続を行わせるものとします。但し、加盟店は、J-Coin Lite コインを寄付金の支払に利用させることはできないものとします。

3. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額または寄付金の額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権または当該寄付金に係る贈与債権を譲渡するものとします。

4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。

第5条 コインの精算

2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後に債務不履行、返品、不備、不具合その他の問題が生じた場合は、ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとし、当社はなんらの責任も負わないものとします。以下省略(変更なし)

第6条 加盟店としての遵守事項

1. ① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売または提供を行う場合、当該許認可を取得し、または当該届出を行うとともに、当該対象商品の販売または提供を行っている間、当該許認可または届出を有効に維持しなければならないものとします。

以下省略(変更なし)

⑤ 加盟店は、対象商品の提供にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。

⑨ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みがある場合には、当社に通知し、当社の指示がある場合には当該指示に従うものとします。

2. ⑩ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。

第7条 システムの使用等(変更なし)

第8条 ロゴ等の使用(変更なし)

第9条 債権譲渡対価

第4条第3項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。

4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金または寄付金の額に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権または贈与債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金または寄付金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。

第5条 コインの精算

2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品もしくは寄付金の支払またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後決済または寄付金の支払後に債務不履行(契約不適合を含みます。)、<以下略>

第6条 加盟店としての遵守事項

① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売または提供または寄付金の募集・勧誘を行う場合、当該許認可を取得し、または当該届出を行うとともに、当該対象商品の販売または提供または寄付金の募集・勧誘を行っている間、当該許認可または届出を有効に維持しなければならないものとします。

以下省略(変更なし)

⑤ 加盟店は、対象商品の提供または寄付金の募集・勧誘にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。

⑨ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みもしくは大量もしくは多額の寄付がある場合には、当社に通知し、当社当行の指示がある場合には当該指示に従うものとします。

⑩ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。なお、加盟店が事前に当社の承認を得た宗教団体である場合はこの限りではありません。

第7条 システムの使用等(変更なし)

第8条 ロゴ等の使用(変更なし)

第9条 債権譲渡対価

第4条第3項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額または贈与債権額から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額と

<p>第10条 権利帰属(変更なし)</p> <p>第11条 サービスの中止・中断等(変更なし)</p> <p>第12条 守秘義務(変更なし)</p> <p>第13条 個人情報等の取扱い(変更なし)</p> <p>第14条 反社会的勢力の排除</p> <p>1.④ 反社会的勢力に対して反社会的勢力であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>第15条 有効期間(変更なし)</p> <p>第16条 加盟店契約の解除(変更なし)</p> <p>第17条 契約終了後の措置および残存条項(変更なし)</p> <p>第18条 損害賠償(変更なし)</p> <p>第19条 遅延損害金(変更なし)</p> <p>第20条 免責(変更なし)</p> <p>第21条 譲渡禁止等(変更なし)</p> <p>第22条 加盟店への通知および届出事項の変更(変更なし)</p> <p>第23条 本規約の変更・廃止(変更なし)</p> <p>第24条 準拠法(変更なし)</p> <p>第25条 管轄(変更なし)</p> <p>第26条 協議解決(変更なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>します。</p> <p>第10条 権利帰属(変更なし)</p> <p>第11条 サービスの中止・中断等(変更なし)</p> <p>第12条 守秘義務(変更なし)</p> <p>第13条 個人情報等の取扱い(変更なし)</p> <p>第14条 反社会的勢力の排除</p> <p>反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>第15条 有効期間(変更なし)</p> <p>第16条 加盟店契約の解除(変更なし)</p> <p>第17条 契約終了後の措置および残存条項(変更なし)</p> <p>第18条 損害賠償(変更なし)</p> <p>第19条 遅延損害金(変更なし)</p> <p>第20条 免責(変更なし)</p> <p>第21条 譲渡禁止等(変更なし)</p> <p>第22条 加盟店への通知および届出事項の変更(変更なし)</p> <p>第23条 本規約の変更・廃止(変更なし)</p> <p>第24条 準拠法(変更なし)</p> <p>第25条 管轄(変更なし)</p> <p>第26条 協議解決(変更なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

注記) 第2条において、新設規約の設定により、下記番号が移動しております。

既存④⇒⑧、既存⑤⇒⑦、既存⑥⇒⑬、既存⑦⇒⑩、既存⑧⇒⑪、既存⑨⇒⑫、既存⑩⇒⑱

ブランド名としての「J-Coin Pay」は、「J-Coin」の名称に統一。但し「J-Coin Lite」同様に、「J-Coin Pay」は、サービス名として引き続き使用されます。

変更後の「加盟店規約」の取得を希望される加盟店様は、受付店あるいは下記までご連絡下さい。

【 連絡先 】

ほくよう加盟店サポート

電話番号 011-261-2865

受付時間 平日 9:00～17:00

以上